

# 社会福祉法人標茶町社会福祉協議会平成30年度事業計画

## —社会福祉・地域福祉と社協をめぐる状況—

少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれ、地域においては生活困窮、虐待、ひきこもり、特殊詐欺行為等による被害、孤立死や自殺など、地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が深刻化しています。このように、社会環境の変化を背景として、私たちの暮らしや価値観も多様化し、地域住民相互の社会的つながりは希薄になりつつあります。

今後の地域支え合いの再編を目指す「地域共生社会」の実現に向け、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、他機関協働による総合的な相談体制づくり等、地域福祉を軸とした国の施策の方向性が示されています。

中でも「我が事・丸ごと」の地域づくりは、市町村による包括支援体制等を構築する試みであり、まさに、社会福祉協議会が取り組んできた方向性に合致するものであります。地域住民と向き合い、関係機関と連携し、さらに町と協議を図りながら危機感を持って対応していくことが求められ、社協本来事業である小地域福祉活動の充実・強化は急務と言えます。

さらに、社協特性を生かした総合的・横断的な展開ができるような組織体制づくりや、あらゆる生活課題への解決力を高め、社協の存在意義を積極的に発信していく必要があります。

本町では、多様な生活・地域課題に対処するべく、家族や各自治会による地域コミュニティの助け合いによる取り組みが実施される地域も数多く行われるようになってきている一方で、地域住民の孤立化による潜在した生活課題が実在することなどから、課題解決のための安心サポートセンターまもるにおける権利擁護事業や心配ごと相談事業の充実に取り組んで参ります。

災害対策では、標茶町防災計画における社協の役割としては「社協は防災ボランティアの受け入れに全面的に協力する」に止まっており、有事の災害ボランティアセンターの設置及び運営は何処が担うのか、設置運営マニュアルは誰が作成するかなど、今後、町と災害対策に向けての協議が必要であります。又、昨年4月に設置された北海道災害ボランティアセンターが主催する、釧路地区災害ボランティア組織連携会議に積極的に参画します。

居宅介護支援事業においては、独立採算の経営理念のもと効率的かつ効果的で適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを実施するとともに、利用者増と増収に努力致します。

社会福祉協議会は、「地域福祉を推進する中核的な団体」「地域福祉の推進役」として、地域の課題、住民の生活課題への対応と解決に向けた取り組みを、行政、関係団体、住民と連携、協力して行う必要があります。

本会は、社会状況を踏まえて、現在策定中の地域福祉の充実を目指す「第6期地域福祉実践計画」を着実に推進し、地域住民の誰もが「安心、安全」に暮らせる地域社会づくりの取り組みを推進します。

## —業務を推進するための基本方針—

事業運営の透明性の向上や目的意識を持った改革を進めるとともに、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保と、本会の持つ総合力とネットワークをさらに活かした基盤強化と事業展開を図ります。

### 1. 基盤強化

#### (1) 組織

正副会長を中心に、理事会・評議員会、各委員会による役職員一体となった運営を進めるとともに、円滑な組織運営を行います。

#### (2) 財政

本会が設置する三事業会計運営の更なる充実を図ると共に、補助金・委託料の趣旨に基づく効果的・効率的な事業執行を行います。

### 2. 事業の展開

#### (1) 誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

社会福祉協議会の基本理念である地域福祉の推進を基本とした、地域づくりの取り組みなど、継続した事業展開からの課題（ニーズ）の把握等を関係機関と共有し、地域住民に密着した事業の推進を図ります。

#### (2) 生活支援の充実・強化

現行の公的制度のみでは対応が困難な問題に対して、社会福祉協議会が行う事業や関係機関等と連携を図り、支援が必要な方に寄り添いながら社会的な孤立防止の基盤となる社協支援を強化します。

## —総務部会—

### 1 重点課題

- (1) 組織・財政基盤の充実
- (2) 法令遵守
- (3) 社協の役割の明確化
- (4) 町民への活動理解

## 2 事業概要

事業項目	実施内容
1. 各部会の開催と理事会への反映	理事会に向けての検討を行う機関として、三部会（総務部会、厚生部会、地域・改善ボランティア部会）を定期的に行い、組織運営の総合的企画と推進・普及強化に向け、検討や模索を行います。
2. 正副会長会議の随時開催 3. 理事会・評議員会の定期開催	定款の定めにより適宜開催し、法人運営の強化を図ります。
4. 会員入会の促進 5. 地区部会・自治会等への社協PR 6. 収益事業に向けた情報収集とイベント収益の検討	会員入会の促進については、引き続き役員による加入促進を行うと共に、地域住民への社協PRも行い、社会福祉事業を実施するための活動財源基盤の確立に努めます。又、収益事業については継続し、総務部会等で検討します。
7. 役職員の各種研修会の参加等 8. 職員全体会議の開催	役職員の各種研修会の参加を引き続き促進すると共に、社会福祉情勢に沿った研修会開催を随時検討します。又、社協の経営方針等の統一目的意識確立のために、随時職員全体会議を開催し、地域福祉の推進役としての知識向上と情報の共有化に努めます。
9. 広報の充実	社会福祉協議会の活動や標茶町の福祉状況について、広報誌やホームページを定期的に発行・更新し、広く町民への周知を図ると共に、報道機関への情報提供を随時行います。
10. 第6期地域福祉実践計画及び事業計画の推進 11. 利用者意向調査の検討 12. 社会福祉研究大会及び社会福祉活動者研修交流会の開催 13. 地域における福祉活動の支援や協力	福祉の多様な問題に対して「第6期地域福祉実践計画」を基にした、分析、評価、次年度への反映及び地域における福祉課題や問題把握を行うと共に、「社会福祉研究大会」や「社会福祉活動者研修交流会」を通し、住民を主体とした「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」の実現を目指します。
14. 各地区部会や自治会への活動の支援 15. 小地域ネットワーク活動の支援等	各地区部会等が円滑に活動を行えるよう連携を密に活動支援を行うと共に、高齢者が地域で安心して暮らして行けるよう、小地域ネットワーク活動の推進と支援等を行います。
16. 顕彰事業の実施	金円の寄附等の、地域福祉の発展に貢献された個人や団体に対し、表彰状又は感謝状の贈呈を行います。
17. 社会福祉協議会史の編纂	歴史的な資料収集等、社協史の刊行準備に向けて社協史編纂特別委員会の開催及び編集委員の委嘱等計画的に編纂作業を行います。

事業項目	実施内容
18. 苦情解決第三者委員の配置	苦情解決第三者委員により、利用者からの福祉サービスに対する苦情の受付を行い、円満な解決が図られるよう取り組みを行います。
19. 総合社会福祉センター運営事業	地域福祉推進の拠点施設として、適切な施設管理運営を図り、施設の有効活用と利用促進に努めます。

## —厚生部会—

### 1 重点課題

- (1) 高齢者及び障がい者支援の充実
- (2) 自立生活を促進する経済的支援
- (3) 共同募金運動への運営支援
- (4) 福祉関係団体支援

### 2 事業の概要

事業項目	実施内容
1. 居宅介護支援事業の実施	要介護等認定者に対し、在宅生活の支えとなるよう適切なマネジメントを実施し、質の高い在宅生活が送れるよう支援すると共に、事業収入の増収に努めます。
2. ガイドヘルプサービスの実施	高齢者並びに障がい者で構成する団体又は、外出に不安や困難を感じる高齢者及び障がい者の個人に対し、その行為等に支障がある場合に移動介助を提供することにより、自立と社会参加の促進を図ることを目的とし実施します。
3. ふとん乾燥サービスの実施	高齢単身者世帯又は高齢者夫婦世帯、心身障がい者世帯で、心身上の理由による布団の清潔保持が困難な方を対象に、ボランティアの協力を得ながら布団乾燥車による布団の乾燥を、安否確認も含め実施します。
4. 給食宅配サービスの実施（受託事業）	65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦世帯、60歳未満の心身障がい者世帯で、適切な栄養摂取が困難な世帯又は、調理が困難な世帯に対し、食事を届けることにより自立した生活を確保することができることと共に、健康状態の把握、安否確認、潜在するニーズの把握を行うなど、ボランティアの協力を得ながら実施します。

事業項目	実施内容
5. 町及び関係機関・団体と連携した施策の実施	地域包括ケア会議及びあんしんネットワーク連絡会議等に参画し、地域福祉の現状や課題等について意見交換を行うと共に生活支援体制整備事業の推進に向けた協議体への参画及び事業推進について積極的に協力します。
6. 障がい者福祉サービス事業の実施	「指定就労継続支援B型事業所しべちやコスモス」の通所者が、就労の機会を得て、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うと共に、利用者工賃の向上に努めます。
7. 戦争犠牲者追悼式の開催	先の大戦で犠牲となった全ての方々に対する哀悼の意と、恒久平和の誓いを全町民で確認し合うことを目的に実行委員会方式で実施します。
8. 権利擁護事業	「標茶町安心サポートセンターまもる」において認知症高齢者や障がい等により判断能力が不十分な方に対し、年金や生活費などの財産に関することや介護保険サービス利用契約等に関することについて、町民の権利が守られるよう、各種関係機関と連携を取りながら支援を行います。
9. 子育て支援事業	生後6ヶ月から小学校6年生までの子育てをしている方を対象に、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、相互の援助活動に関する連絡調整を行い、地域の中で安心して子育てができるよう支援を行います。
10. 福祉運動会の開催	高齢者や障がいを有する方等を対象に、福祉団体の相互交流を図り、明るい地域社会を目指すことを目的に開催します。
11. 福祉関係団体への活動支援と助成	各福祉関係団体（老人クラブ連合会、遺族会、身体障害者福祉協会、難病連標茶支部、手をつなぐ育成会等）の活動や助成支援を行います
12. 「標茶町福祉金庫」及び「助け合い資金」	標茶町社会福祉協議会の財源において、町民の方々の応急的な経済的支援を行います。
13. 生活福祉資金貸付事業の協力	北海道社会福祉協議会が実施する、応急生活資金等の受付・申請・償還業務等の協力を実施し、低所得者や離職者等の自立支援を促進します。

14. 共同募金運動の協力・支援	共同募金会が実施する募金運動に対し、地域・住民の理解と協力を得られるよう運動協力を行い、申請のあった福祉関係団体へ支援を行います。
事業項目	実施内容
15. 歳末たすけあい運動の協力、支援	共同募金運動の一環として募金を集い、関係機関と検討を重ね、新たな年を迎えられるよう配分計画に基づいた支援を行います。
16. 青少年健全育成事業への支援	子どもの健やかな成長を目指した活動をされている団体（標茶町地域子供会連絡協議会）に対し財政的な支援を行います。

## —地域改善・ボランティア部会—

### 1 重点課題

- (1) ボランティアセンター事業の充実
- (2) 標茶町愛情銀行の充実
- (3) 交流サロン事業の充実

### 2 事業の概要

事業項目	実施内容
1. 心配ごと相談所の推進	関連事業との調和も含め、町民が気軽に相談できる組織体制の確立を目指します。
2. 交通安全推進事業への支援	新入学児童の通学中の安全が確保される一助として防犯ブザーを贈ります。
3. 新生活運動申し合わせ事項の推進	新生活運動申し合わせ事項に基づき、ムダ、ムリをできるだけ無くし、簡素なものにして頂くための実践を推進すると共に、引き続き厚生部会等で内容について検討します。

4. ボランティアセンターの運営とボランティア活動の推進	<p>ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンターの運営とボランティア町づくり事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ボランティアセンター運営委員会の開催</li> <li>②ボランティア登録の推進・名簿の整理</li> <li>③ボランティア相談・活動の連絡調整</li> <li>④ボランティア保険の加入助成</li> <li>⑤ボランティア育成・研修事業の実施</li> <li>⑥ボランティア団体への支援</li> <li>⑦ボランティアセンター情報誌の発行</li> <li>⑧地域における防災の取組みを行う災害ボランティアの育成</li> <li>⑨釧路地区ボランティア活動推進会議及び釧路地区災害ボランティア組織連携会議への参画</li> </ul>
事業項目	実施内容
5. 標茶町社会福祉協議会愛情銀行の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>①善意金品の預託及び払出業務の実施、物品等の管理</li> <li>②金銭出納帳・物品出納帳の管理</li> <li>③火災による被災家庭への寝具の贈呈</li> <li>④来町行旅放浪人等の救済</li> </ul>
6. 交流サロン事業	<p>本会では、「ほ〜っとサロン」と称し年1回、給食宅配サービス及び布団乾燥サービスの利用者を対象に総合社会福祉センターにおいて、ボランティアとの交流事業を開催しています。その他のサロン事業の必要性についても今後検討していきます。</p>